

令和 8 年 4 月 1 日

(令和 8 年 9 月 1 日改正)

金 融 庁

行政事業レビューにおける行動計画

1. 目的

金融庁の事業について、「行政事業レビュー実施要領」（令和 8 年 3 月 31 日付行政改革推進会議）を踏まえ、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の作成等を通じ、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる。

また、こうした取組を通じ、EBPM の手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すとの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「見直し担当室」という。）の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たす。

2. 取組体制

- （１）以下の者を構成員とする「金融庁行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

（チームの構成員）

統括責任者	次長
副統括責任者	秘書課長、総合政策課長
EBPM 推進責任者	次長
メンバー	文書課長、企画市場局総務課長、 銀行・証券監督局総務課長、資産運用・保険監督局総務課長、 証券取引等監視委員会事務局総務課長、 公認会計士・監査審査会事務局総務試験課長

- （２）チームは、行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）の的確な取組を図るべく、見直し担当室や EBPM 推進委員会との連携のもと、以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局によるレビューシートの適切な作成並びにアウトカムの設定等、EBPM に係る観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並びに厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ ①から③を踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 金融庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ⑧ 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- ⑨ 職員の資質向上に係る取り組み

(3) チームメンバーは、チームの方針に従って、所管に係る事業及び行政事業レビューの実施を監督する。

(4) チームの庶務は、秘書課管理室が処理する。

3. 事業の点検等

(1) レビューシートの作成

① レビューシートの作成

内閣官房行政改革・効率化推進事務局（以下「行革事務局」という。）が「行政事業レビュー実施要領」において対象外としている事業を除く全事業について、行革事務局が整備するレビューシートシステム（以下「RS システム」という。）を用いて、毎年度、「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程でレビューシートを作成する。

上記のほか、現年度の補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合、新規開始する事業については新たにレビューシートを作成し、このほかの既存の事業については既存のレビューシートを更新することにより作成する。

② 事業単位の整理

点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1 事業 1 シート」の原則にのっとりレビューシート等を作成することとする。

③ 用語及び事業の定義

- ・ 現年度：レビューシートを作成する年度
- ・ 前年度：現年度の 1 年前の年度
- ・ 翌年度：現年度の 1 年後の年度
- ・ 前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。）
- ・ 新規開始事業：現年度に新規に開始した事業
- ・ 新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業

④ レビューシートの作成主体

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに、RS システムで作成する。

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努める。

⑤ 事業所管部局による点検

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

なお、事業の必要性・効率性・有効性の検証や成果目標（アウトカム）の設定にあたっては、可能な限りその根拠となるデータ等を用いて行うなど、EBPM 推進の観点からの取組みにも努める。

（２）外部有識者による点検

① 外部有識者会合

ア 外部有識者の選任

外部有識者を３名選任し、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組む。

また、選任した外部有識者のリストは、金融庁ウェブサイトにおいて公表する。

イ 対象事業の選定

チームは、行革事務局が別途示す基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める。その他、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に１度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう事業を選定し、外部有識者に点検を求める。

その際、選定の考え方について外部有識者の理解を得るとともに、対象事業数に年度ごとの偏りが生じないように選定を行う。

選定後であっても、外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、対象事業を決定した後、各有識者に速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を少なくとも５日間（行政機関の休日を除く。）設ける。

ウ 外部有識者会合の開催

外部有識者によって構成される「金融庁行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」という。）を設置する。

外部有識者会合において、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、チームが選定した対象事業について点検を行う。

議事概要及び資料については、金融庁ウェブサイトにおいて速やかに公表する。

エ 外部有識者所見の取扱い

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。その際、外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記する。

② 公開プロセス

ア 外部有識者の選任

公開プロセスに参加する外部有識者は、上記①アの外部有識者３名のうち２名以上

に、行革事務局が選任した2名以上を加えた4名以上とし、外部有識者の中から取りまとめ役を指名する。なお、原則、金融庁の有識者と行革事務局の有識者は同じ人数とする。

イ 対象事業の選定

チームは、上記①アで選定した外部有識者による点検対象事業のうち、行革事務局が別途示す基準のいずれかに該当するもののほか、行革事務局が公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから、選定の考え方について外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、大臣、副大臣又は大臣政務官の了承の下、公開プロセス対象事業の選定を行う。

なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、同基準に該当する事業がないと考えられる場合は、公開プロセスの取扱いについて、行革事務局に事前に協議を行う。

外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、対象事業を決定した後、各有識者に速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を少なくとも5日間（行政機関の休日を除く。）設ける。

③ 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

チームは、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供する。

④ 公開プロセスの進め方

公開プロセスは、6月中を目途に、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。また、公開プロセスは、終了後速やかに録画を公表すること等により公開性を担保することを原則とする。公開プロセスの結果（取りまとめコメント）及び議事録は、速やかに当庁のウェブサイトにおいて公表する。

⑤ 結果の取扱い

取りまとめコメントは、概算要求に向けての事業の検討において尊重する。

（3）チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映、公表等

① チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、レビュー対象事業について厳格な点検を行い、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートに入力する。

② 概算要求等への反映

事業所管部局は、①によるチームの所見を翌年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

③ 外部有識者による講評

外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、金融庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者（公開プロセスを実施した場合には、行革事

務局が選定した外部有識者を必ず含む）が大臣、副大臣又は政務官に対して、講評を行う機会を設ける。

④ レビューシートの公表

レビューと政策評価の一覧性に留意した上で、レビューシートを、翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、その翌日）までに、行政事業レビュー見える化サイト（以下「レビュー見える化サイト」という。）において公表する。

ただし、翌年度予算概算要求提出期限の２週間前以降に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後２週間以内（公表期限の日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日まで）にレビュー見える化サイトにおいて公表する。

⑤ 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表後、速やかにレビュー見える化サイトにおいて公表する。

4. 年間スケジュール

年間のスケジュールについては、下記のとおりとする。ただし、感染症の流行や災害の発生等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

